

(公印省略)

食生衛第656-13号

平成30年8月2日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

群馬県健康福祉部

食品・生活衛生課長 中村 広文

公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について

標記については、「ユニバーサル観光の推進について」（平成23年1月17日付総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）（平成23年2月2日付衛第656-27号県通知）及び「入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について」（平成28年3月18日付厚生労働省事務連絡）（平成28年3月23日衛第656-42号県通知）により、周知等についてお願いしているところですが、厚生労働省から、周知が十分とはいえないケースもあることから、引き続き、周知について協力を依頼する旨の事務連絡がありました。

つきましては、改めて別添の内容を御確認いただき、関係者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本件の周知、理解の促進に資するため、群馬県ホームページ（※）に情報提供のページを作成し、国の資料等を掲示しましたので申し添えます。

※県ホームページ

http://www.pref.gunma.jp/05/by01_00128.html

トップページ > くらし・環境 > 衛生 > 生活衛生 > 公衆浴場について

「お知らせ」

事務担当

衛生食品課 生活衛生・水道係 勝部

電話 027-226-2445



事務連絡
平成23年1月17日

各都道府県・各政令指定都市 地域振興担当部局長 殿
各都道府県・各政令市・特別区 衛生担当部局長 殿
各都道府県・各政令指定都市 観光担当部局長 殿

総務省地域力創造グループ地域振興室長
厚生労働省健康局生活衛生課長
国土交通省観光庁観光産業課長

ユニバーサル観光の推進について

政府においては、国土交通大臣を本部長とし、全府省の副大臣等で構成する観光立国推進本部を設け、観光立国の実現に向けた推進体制の強化を図ることとしています。また、同本部の下に、関係省庁間の具体的な調整・連携を図るためのワーキングチームとして、「観光連携コンソーシアム」が設けられており、医療観光等多様な観光メニューについて、総合的な振興策の検討を行っているところです。

平成22年5月20日に開催された第5回会議においては、有識者ヒアリングが行われ、特定非営利活動法人J. POSHから別添のとおり、乳がん患者等専用の入浴着*に関する説明があり、同コンソーシアムとしても、広く周知を行うこととされました。

また、平成22年11月22日に開催された第2回観光立国推進本部において、同コンソーシアムの「とりまとめ」が報告されましたが、その中でも、「ユニバーサル観光の推進」として「観光振興を図る上で、高齢者・障害者や乳幼児を抱える家族などが観光に参加しやすくなるような環境を整備することは重要な課題のひとつである」とされ、「個別の課題ごとに関係省庁が連携した取組を進めることも必要であり、例えば、乳がん患者の方が専用の入浴着を利用して気兼ねなく温泉に入れるような観光地の拡大に向けて、民間団体の活動を支援し、潜在的な観光需要の喚起を図る」こととされています。

つきましては、第5回会議でのJ. POSHからの説明概要及び関係資料を紹介いたしますので、だれもが旅行を楽しめる環境づくりを進めるための参考としていただきますようお願いいたします。

また、貴管内市町村・特別区及び関係団体に対しても周知していただきますようお願いいたします。

*乳がん、腫瘍、皮膚移植等の皮膚に重大な傷等の残る手術を受けた方々が同浴者の目を気にすることなく入浴が楽しめるように、傷跡をカバーするために開発・製造された専用入浴用肌着

【参考】

観光立国推進本部のホームページ

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/suishinhonbu/index.html>

連絡先

総務省地域力創造グループ地域振興室（和田）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-5111（内線23122）

TEL：03-5253-5534（直通）

FAX：03-5253-5537

E-mail：s5.wada@soumu.go.jp

厚生労働省健康局生活衛生課（新津）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線2431）

TEL：03-3595-2301（直通）

FAX：03-3501-9554

E-mail：niitsu-yukiyoshi@mhlw.go.jp

国土交通省観光庁観光産業課（軽部）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8111（内線27-302）

TEL：03-5253-8329（直通）

FAX：03-5253-1563

E-mail：karube-t2cw@mit.go.jp

【添付資料】

- 資料1 観光立国推進本部、観光連携コンソーシアムの概要
- 資料2 観光連携コンソーシアム「とりまとめ」（関係部分抜粋）
- 資料3 第5回コンソーシアムでのJ-POSH配布資料

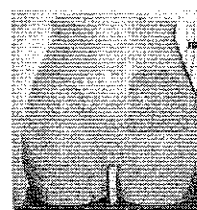
オストメイト

(人工肛門・人工膀胱のある人たち)

の公衆浴場への入浴にご理解ください

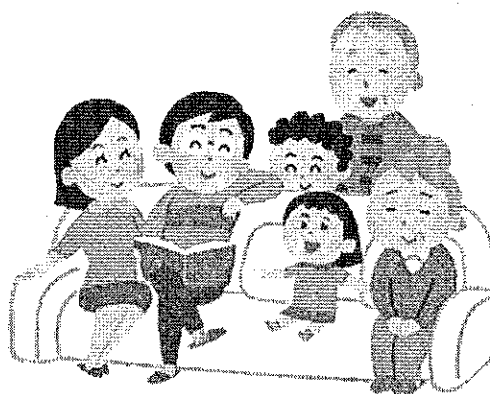
様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した人を『オストメイト』といいます。オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように社会生活を送ることが出来ます。

公衆浴場への入浴についても、ストーマ装具を必ず装着する等のルールやマナーを守って入浴すれば、便・尿などの排泄物が漏れたりすることもなく、衛生上の問題はありません。



オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、積極的に社会参加をすることが出来ますが、外見ではわかりづらい内部障害であるため、社会的な理解が十分に進んでいない部分があります。

障害のある人の行動や社会参加を阻んでいるのは、物理面のバリア（障壁）に加え、周囲の人の偏見や差別意識といった心理面のバリアです。私たち一人ひとりが、障害についての正しい理解を深め、心をバリアフリーにすることで、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を作って行きましょう。

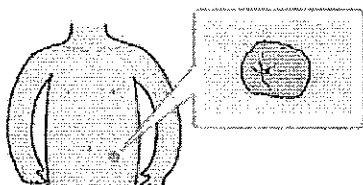


オストメイトの入浴Q&A

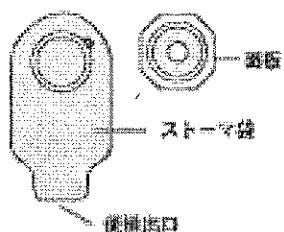
ストーマ装具を正しく装着していれば、入浴中に外れることはなく、衛生上何ら問題はありませんが、入浴施設側の理解不足や他の入浴客からの誤解と偏見によるクレームにより、オストメイトであることを理由に入浴を拒否される事例が各地で発生しています。

Q1. ストーマ（人工肛門、人工膀胱）って何ですか？

ストーマは、病気や事故のため、新たに腹部に造設された排泄口のことで、ストーマのある人をオストメイトと呼びます。ストーマからの排泄の管理に用いられるのがストーマ用装具です。ストーマには括約筋がないため、ストーマ用装具をお腹に貼って排泄をコントロールします。



ストーマの場所はお腹の右側、左側、左右両方など、人によって違います。



正しくストーマ装具をつけていれば、においや排泄物が漏れることはなく、お湯を汚すこともありません。

Q2. ストーマ装具とはどんなものですか？

ストーマからの排泄物をためるための袋です。
防臭性があり、積層プラスチック製の使い捨ての製品です。

Q3. ストーマ装具をつけたまま入浴できますか？

お湯の温度に十分に耐えられる材質・構造なので、入浴しても問題ありません。

Q4. 入浴中に装具が外れる心配はありませんか？

オストメイトは定期的にストーマ装具の交換を行い、適切に装着していますので、入浴中に外れることはありません。

Q5. 入浴中にストーマから排泄があっても大丈夫ですか？

入浴中に排泄があっても、装具に溜まりますので問題はありません。また、装具内に排泄物が溜まっても、外に漏れる心配はありません。

Q6. オストメイトの入浴のルールやマナーって何ですか

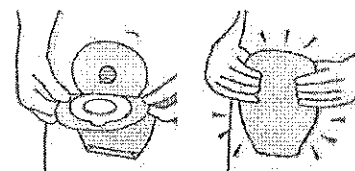
《ルール》 脱衣場や浴室、浴槽では必ずストーマ装具を装着して入浴します。

また、ストーマ装具を外したり、洗ったりしてはいけません。

《マナー》 他の入浴者の不快とならないよう、ストーマ装具内の排泄物は、あらかじめ捨ててから入浴します。

Q7. オストメイトを見かけたら、何か手伝うことはありますか？

特にありません。オストメイトはストーマを自己管理しています。
オストメイトを特別扱いする必要はまったくありません。



事 務 連 絡

平成28年3月18日

各

都道府県
政令市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課

入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について

入れ墨がある外国人旅行者と入浴施設等との摩擦を避けることにより、できるだけ多くの外国人旅行者に入浴を楽しんでいただくことを目的として、別添により、観光庁が関係業界に対し周知を行ったところです。

つきましては、貴職におかれましても、別添の趣旨に鑑み、不当な理由により入浴拒否が生じないよう、管内の入浴施設等に対し周知徹底を図るとともに、適切な対応を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 16 日

日本ホテル協会
全日本シティホテル連盟
日本旅館協会
日本温泉協会 殿

観光庁

入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について

平素より観光立国の推進に格段の御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今観光を巡る状況は大きく変化しており、日本を訪れる年間の外国人旅行者数は、4年前の836万人から急増し、昨年については、過去最高の1974万人に達成したところです。

今後、益々、外国人旅行者の増加が見込まれる中、入れ墨のある外国人旅行者が温泉等に入浴するに際し、様々なトラブルの発生が懸念されます。一方、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切ではございません。

このため、観光庁としては、入れ墨をしている外国人旅行者の入浴に関する留意点とその対応事例をお示し、施設側と利用者側の相互の摩擦を避けるよう促すことにより、できるだけ多くの外国人旅行者に入浴を楽しんでいただきたいと考えております。

つきましては、外国人旅行者に対してはJNTO等を通じて日本における入れ墨に対する認識等について情報提供を行っておりますところ、各施設におかれましても、入れ墨がある外国人旅行者の入浴に際し、別紙の留意点とその対応事例をご参考として頂き、それぞれの施設における対応方法をご検討頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

【問合せ先】

観光庁 観光資源課 大岡・赤道

電話：03-5253-8924（直通）

観光庁 観光産業課 西川・初谷

電話：03-5253-8329（直通）

①留意すべきポイント

- ・ 宗教、文化、ファッション等の様々な理由で入れ墨をしている場合があることに留意する。
- ・ 利用者相互間の理解を深める必要があることに留意する。
- ・ 入れ墨があることで衛生上の支障が生じるものではないことに留意する。

②入浴に関する対応事例

(1) 一定の対応を求める方法

- ・ シール等で入れ墨部分を覆い、他の入浴者から見えないようにする(衛生的な入浴着等を着用する方法も考えられる)。
- ・ 入れ墨のサイズが小さく(例えば、手のひらサイズ)、他の入浴者に威圧感を与えない場合は特別な対応を求めない。

(2) 入浴する時間帯を工夫する方法

- ・ 家族連れの入浴が少ない時間帯への入浴を促すようにする。

(3) 貸切風呂等を案内する方法

- ・ 複数の風呂がある場合、浴場を仕分けてご案内する。
- ・ 貸切風呂がある施設では、貸切風呂の利用をご案内する。
- ・ 宿泊施設の場合、専用風呂のある客室等をご案内する。

